

西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民と西宮市が連携・協力して行う西宮市コミュニティ交通検討事業において、地域住民の移動利便性の向上を目的としたコミュニティ交通の導入可能性を検証するため、地域住民を主体とした団体によるコミュニティ交通の試験的な運行（以下「試験運行」という。）に係る経費及び関係事務経費に対する補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 この要綱に定めがある場合を除き、補助金の交付に関し必要な事項は、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、西宮市コミュニティ交通検討事業に基づき、コミュニティ交通の導入について住民主体の検討を行っている地域において、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ市長が認めた団体とする。

- (1) 規約を定めていること。
- (2) 単一もしくは複数の自治会等の地縁団体の代表者5名以上で構成されていること。
- (3) 試験運行について、当該団体が主体となり実施する意志を有するとともに、自治会等の周辺の地縁団体の同意を得ていること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、試験運行に要する経費及び関係事務経費とし、補助金の額は、別表1の補助金の額の欄に定める額の合計額で、予算の定める範囲内とする。ただし、関係事務経費については、年間30万円以内とする。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、3年を限度とする。ただし、市長が特に認めた場合は、1年を限度に延長できるものとする。

(試験運行の方法)

第6条 補助対象者は、試験運行の実施に当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に該当する事業を営む者（以下「事業者」という。）に運行依頼又は運行委託をするものとする。

- 2 補助対象者は、前項の運行依頼又は運行委託をするにあたっては、事業者及び市と試験運行に係る協定を締結するものとする。

(試験運行計画書の策定)

第7条 補助対象者は、事業者と協力して試験運行に係る運行計画書（以下「試験運行計画書」という。）を策定するものとし、原則として次の各号に掲げるものを記載するものとする。

- (1) 運営主体及び運行事業者に関すること。
- (2) 運行期間及び運行ダイヤに関すること。
- (3) 運行便数、路線及び停留所に関すること。
- (4) 運行車両に関すること。
- (5) 運賃に関すること。
- (6) 収支計画に関すること。
- (7) 安全対策及び事故等緊急時対策に関すること。
- (8) 広報・利用促進等の活動に関すること。
- (9) 協賛金募集活動に関すること。

2 補助対象者は、前項の試験運行計画書の策定にあたっては、原則として次の各号に掲げる基準を全て満たすよう努めるものとする。

- (1) 運営主体
運営主体は、補助対象者であること。
- (2) 利用促進活動
地域住民又は地域の協賛団体等の協力を得ながら、利用促進活動を行うこと。
- (3) 路線設定
既存の公共交通機関の運行、利用者及び運行目的等が重複しないものであること。
- (4) 運賃設定
利用者が適正な運賃を負担するものであること。

(補助金交付の申請)

第8条 補助対象者は、試験運行等支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象者の構成員名簿
- (2) 団体の規約又はこれに代わるもの
- (3) 試験運行準備計画書
- (4) 試験運行計画書
- (5) 収支計画書
- (6) 試験運行に係る周辺地縁団体の同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、試験運行等支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った補助対象者にその旨の通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うに際し、計画の内容等を精査し、必要と認めるときは、前条の規定による申請を行った者と協議のうえ当該計画の内容について補正を求め、又は補助金の交付について条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、試験運行等の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ試験運行等変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、試験運行等変更・中止・廃止承認決定通知書(様式第4号)により、当該

申請を行った補助対象者にその旨の通知するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 補助対象経費のうち事務管理経費に係る補助金の交付については、市長が特に必要であると認めるときは、概算払の方法により交付できるものとする。

2 前項の規定により、概算払の方法により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、第9条第1項の規定による決定の通知を受領した日以降速やかに試験運行等支援補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金交付の決定を受けたものは、試験運行等を中止、廃止又は完了したときは、試験運行等実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、すみやかに市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 試験運行及び事務経費の成果をまとめた書類(実績報告書)
- (3) 補助対象経費の支出を証する書類
- (4) 事業者との運行依頼書又は運行委託契約書、請求書及び領収書の写し
- (5) 事業者及び市との試験運行に係る協定書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、試験運行等支援補助金確定通知書(様式第7号)により、当該報告を行った補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び精算)

第14条 補助対象者は、前条の規定により補助金の額が確定した後に、試験運行等支援補助金交付請求書(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 第11条第1項の規定により概算払を受けた補助対象者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、補助金を精算しなければならない。

3 補助対象者は、第22条の規定により既に支払われた補助金額が前条の規定により確定した補助金額を超えるときは、その差額を市長に返納しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を当該補助の対象となる活動以外の用途に使用したとき。
- (4) 試験運行を遂行する見込みがなくなったとき。
- (5) 補助対象経費の執行方法が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、試験運行等支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、当該取消しに係る補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて試験運行等支援補助金返還命令書(様式第10号)によりその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助対象者は、当該試験運行等の補助金に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整理し、補助金交付決定日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これらを保存しなければならない。

付 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

別表1(第4条関係)

補助対象経費	補助金の額 (千円未満切捨て)	補助限度額
○試験運行に要する経費 ・運転士等人件費 ・燃料油脂費 ・車両修繕費(点検費含む) ・自動車損害賠償保険料 ・車両減価償却費 ・租税公課費 ・その他市長が必要と認める経費	左記の補助対象経費から、運賃、協賛金及びその他の収入を減じて得た額	予算の範囲内
○関係事務経費 ・会議運営費 ・広報誌等の作成及び配布に要する経費 ・イベント等の開催に伴う会場使用料及び講師謝金 ・停留所明示に係る簡易な掲示板等 ・その他市長が必要と認める経費	各項目の実支出額	年間30万円以内かつ予算の範囲内

西 宮 市 長 様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話 () -

試験運行等支援補助金交付申請書

西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金の交付を受けるため、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 活動の名称

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 補助対象者の構成員名簿
- (2) 団体の規約又はこれに代わるもの
- (3) 試験運行準備計画書
- (4) 試験運行計画書
- (5) 収支計画書
- (6) 試験運行に係る周辺地縁団体の同意書
- (7) その他、市長が必要と認める書類

様

西宮市長

試験運行等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金について、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付することと決定したので、同条の規定により通知します。

記

- 1 活動の名称
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件 西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱及び〇〇〇〇コミュニティ交通試験運行に関する協定書に従うこと

年 月 日

西宮市長様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話 () -

試験運行等変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付西交計指令第 号で交付決定のあった西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金について、下記のとおり試験運行等を変更・中止・廃止したいので、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 活動の名称

2 申請の種類 変更 中止 廃止

3 変更・中止・廃止の内容

4 変更・中止・廃止の理由

様

西宮市長

試験運行等変更・中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付で活動の変更・中止・廃止申請のあった西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金について、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、活動の変更・中止・廃止の承認を決定しましたので通知します。

記

1 活動の名称

2 申請の種類 変更 中止 廃止

3 変更・中止・廃止の内容

年 月 日

西宮市長様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話 () -

試験運行等支援補助金概算払請求書

年 月 日付西交計指令第 号で交付決定のあった西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金について、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり概算請求します。

記

- 1 活動の名称
- 2 交付確定額 金 円
- 3 概算払請求額 金 円

4 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

西宮市長様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話 () -

試験運行等実績報告書

年 月 日付西交計指令第 号で交付決定のあった西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金について、試験運行等を(中止・廃止・完了)しましたので、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 活動の名称

2 (中止・廃止・完了)年月日 年 月 日

3 事業費(収支決算額) 金 円

4 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 試験運行及び事務経費の成果をまとめた書類(実績報告書)
- (3) 補助対象経費の支出を証する書類
- (4) 事業者との運行依頼書又は運行委託契約書、請求書及び領収書の写し
- (5) 事業者及び市との運行に係る協定書の写し
- (6) その他、市長が必要と認める書類

西交計指令第 号
年 月 日

様

西宮市長

試験運行等支援補助金確定通知書

年 月 日付西交計指令第 号で交付決定した西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金について、年 月 日付で提出された実績報告書に基づき、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

- 1 活動の名称
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付確定金額 金 円

年 月 日

西宮市長様

申請者 住所
名称
代表者氏名 印
電話 () -

試験運行等支援補助金交付請求書

年 月 日付西交計指令第 号で交付決定のあった西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金について、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 活動の名称

2 交付決定額 金 円

3 交付確定金額 金 円

4 交付受領済額 金 円

5 交付請求金額 金 円

6 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様

西宮市長

試験運行等支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付西交計指令第 号で交付決定した西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金について、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第15条の規定により、下記の理由により交付の決定の(全部・一部)を取り消したので通知します。

記

- 1 活動の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 取消後の補助金額 金 円
- 4 補助金の既交付額 金 円
- 5 取消しにより返還を命ずる額 金 円
- 6 取消しの理由

様

西宮市長

試験運行等支援補助金返還命令書

年 月 日付西交計命令第 号により取消しを通知した西宮市コミュニティ交通検討事業に係る補助金について、西宮市コミュニティ交通検討事業に係る試験運行等補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 活動の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 取消後の補助金額 金 円
- 4 補助金の既交付額 金 円
- 5 返還を命ずる額 金 円
- 6 返還期限 年 月 日まで
- 7 返還を命ずる理由